

研究活動における不正行為を防止するための規程

この規程は、株式会社アイデアラボを本務先とし研究活動に携わる社員において、個人が研究者として研究者倫理を順守することで責任を持ち、研究活動に対して不正行為を行わないようにするための事項を定めたものである。

第1章【研究倫理教育】

- ・研究倫理教育の受講は義務とし、次に示す教育を5年毎に1回以上受講する。
- ・ただし、受講内容について変更がある場合には別途社内ツールにて通知するので社員は指定されたe-ラーニング等を受ける。

(研究倫理教育方法)

- ・日本学術振興会が発行した「科学の健全な発展のために -誠実な科学者の心-」を通読したうえで、e-ラーニング (eLCoRE) を受講する。

第2章【研究データの保存・データの開示】

(研究データの保存期間、保存方法)

- ・研究データ等のうち、実験ノート、数値データ、画像等、「資料」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。電子データについては、作成者、作成日時及び属性等の整備と適切なバックアップ等の作成により再利用可能な形で保存する。その他紙媒体の資料等についても、少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な説明がつく範囲で廃棄することも可能とする。
- ・研究データ等のうち、試料（実験試料、標本）や装置等、「もの」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）についてはこの限りではない。

(データの開示について)

- ・原則データの開示を求められた場合には、可能な限り公開をする。
- ・ただし下記の情報を含む場合には、アクセスを認めた第三者に限りデータを公開・開示

を許可する。

- 個人情報や財産的価値、特許に関わるような保護が必要なデータ

第3章【研究に関する不正行為の告発・調査】

- ・研究機関として、不正行為とは故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った行動を指す。
- ・不正行為に関して、告発を受け付ける基準は次の通りとする。
 - 事案の内容や不正と判断する科学的な合理性のある理由が示されていること

(不正行為の例)

- 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
- そのほかの望ましくない行為：重要な研究データを一定期間保管しない、研究記録を適切に管理しない、論文著者の記載を不適切に行う（不適切なオーサiership）、研究データの提供を拒絶する、研究成果について不誠実な発表をする、利益相反、著作権に違反すること

(相談・告発窓口)

- 窓口名：アイデアラボ 科研費事業に関わる研究不正への相談・告発窓口
- 住所：〒150 - 0013 東京都渋谷区恵比寿 3-29-1 クロスポイント 2 階
- メールアドレス：kaken-tsuho@idealab.co.jp
- 情報受付の方法：書面による郵送、もしくは電子メール

(告発の受付・予備調査の実施)

- ・告発は、受付窓口に対する書面、電子メールで研究機関等に直接行われるべきものとする。
- ・原則として、告発は顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されている

もののみを受付ける。

- ・上記にかかわらず、匿名による告発があった場合、研究機関等は告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- ・不正行為の疑惑が生じた時には、相談内容や告発された情報をもとに、告発内容の合理性と調査可能性を検討するため、本調査開始前に予備調査を実施する。
- ・必要に応じて被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命じる。
- ・本調査に移行するか否かは告発の受付から概ね 30 日以内に告発等の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断し決定する。

(調査委員会の設置)

- ・本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査(不正の有無および不正の内容、関与した者および関与の程度、不正使用の相当額等についての調査)を実施する。
- ・調査委員会の構成は、株式会社イデアラボに所属していない第三者(弁護士、公認会計士等)を半数以上含み、第三者の委員は当社と利害関係を有していない者とする。
- ・調査委員会は、不正の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額等について精査し認定をする。
- ・調査は、告発者および被告発者と直接の利害関係を有しない委員により事案を取り扱うものとする。
- ・ただし、調査が開始される前に告発者および被告発者は、調査委員会が定める期間内に調査委員会の委員について異議申立てができるものとする。

(不正行為に関する本調査の手続き・認定)

- ・本調査実施の要否確定後、受付窓口不正告発があった研究事案に係る配分機関および文部科学省に報告をする。
- ・機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならないことを規定等に定めている。
- ・本調査は、本調査実施決定日から概ね 30 日以内に開始する。
- ・調査を担当する委員は、調査によって得られた物的および科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠をもとに、総合的に判断をしたうえで認定手続きをする。
- ・調査委員会は本調査開始から概ね 150 日以内に調査を終えて認定手続きをおこなう。
- ・調査の結果、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せない時には不正行為と認定される。
- ・本来存在すべき基本的な要素が不足している場合にも同様に不正行為と認定する。
- ・調査過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに不正行為を認定し、配分機関に報告をする。
- ・調査終了前でも、配分機関の求めに応じて調査の進捗状況報告および調査の中間報告を当

該配分機関に提出する。

- ・調査に支障がある等の正当な理由がある場合を除き、被告発者は当該事案に係る資料の提出、または調査委員会による閲覧、現地調査に応じる。
- ・本調査終了後、調査委員会は調査結果を事案に係る配分機関および文部科学省に報告する。
- ・告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。
- ・期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

(不服申立て・再調査)

- ・不正行為の認定がされた事案についての不服申立てや調査結果についての不服申立て、それらの申立てについて却下もしくは再調査実施が決定した場合に、調査委員会は事案に係る配分機関および文部科学省に報告をする。
- ・不正行為が認定された被告発者は、調査結果を知った日から 30 日以内に調査委員会へ不服申立てをすることができる。
- ・不服申立てから概ね 30 日以内に再調査をするか否か決定し、再調査を実施する場合には再調査期間を 60 日以内とし、調査委員会は再調査結果を配分機関および文部科学省に報告をする。
- ・不服申立ての再調査は、同調査委員会により行われるものとする。

(調査結果の公表)

- ・不正行為と認定された研究事案について、調査報告書に以下をまとめて自社ホームページにて公表をする。
 - 経緯・概要
 - 調査体制、調査期間
 - 調査方法・手順
 - 調査結果、不正行為の具体的内容
 - 発生要因
 - 再発防止策

(相談や告発の受付から調査に至るまでの責任者と体制)

- ・相談や告発の受付から調査に至るまでの管理責任者は次の者とする。
 - 株式会社アイデアラボ 代表取締役 澤井大樹
- ・管理責任者は、相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、自己との利害関係を持つ事案に関与しないように留意して、調査委員会を設置し、ならびにその後における

調査に至るまで責任者として、社内の担当者を指名する。

第4章【告発者および被告発者の保護】

- ・研究不正に関する相談告発窓口担当者と調査委員会の委員は、不正行為に関する相談や告発および調査内容について、調査結果が公表されるまでの間、相談者や告発者および被告発者の意に反して情報漏洩することのないように守秘義務を守り解決に務めることを義務付ける。
- ・告発者や被告発者に対して、告発をしたことや告発をされたことを理由に不利益な取り扱いをしてはならない。

附則

(施行日)

本規程は、2024年9月30日から施行する。

本規程は、2024年11月30日から改訂施行する。